

外国人のための法律・生活相談 実施要綱

1. 目的

経済社会の国際化の進展に伴い、現下の景気動向に左右されるとはいえ、就労を目的として沖縄県に在留する外国人は増加傾向にあり、地域に及ぼす影響は看過できないものとなっている。

また、在留する外国人にとっても、日本の民法や社会保障制度、労働法規などすべてを理解した上で、自ら生活に必要な契約、手続きを行うことは相当に困難であると推測される。こうした中で、労働者、留学生、配偶者など外国人の在留資格を問わず、外国人が地域住民として直面する諸問題に関し、専門的な助言、相談ができる窓口を設置することが求められている。

そこで、財団国際交流課において相談窓口を設置し、外国人向けに多言語による生活相談を実施するほか、沖縄弁護士会と連携し、在住外国人の生活面や労働面等を専門的に支援する法律相談を必要に応じて実施する。

2. 事業内容

(1) 生活相談

日本の各種社会制度や生活習慣など県内で生活するために必要な情報を提供するほか、日常生活を送る上での困りごとや悩みごとや直面している問題についての相談に応じる。

(2) 法律相談

予め生活相談を実施し、法律等の専門的な観点からの助言が必要と判断される場合を対象とする。法律相談は沖縄弁護士会との協力体制のもと、相談者のビザ・在留資格、国際結婚、離婚、賃金、解雇などの労働問題、事故、契約など生活全般に関して、法律等の高度な知識が必要とされる問題についてアドバイスを行う。

3. 対象

原則沖縄県内に在住する外国人とする。

4. 相談体制

(1) 生活相談

ア 受付方法

来所・電話・電子メール・オンライン申請のいずれかで対応する。

イ 開設場所

財団国際交流課内とし、原則国際交流課職員が対応する。財団職員で対応できない言語に関しては、可能な限り外部から通訳者を手配し対応する。

ウ 受付時間

土・日・祝日を除く 9:00 から 16:30 までの間とする。相談者多数により、対応できない場合、アポイントを取得の上、後日対応することがある。

(2) 法律相談

法律相談は生活相談の実施を前提とし必要に応じて実施する。実施日時及び場所に関しては沖縄弁護士会と協議の上対応し、相談の際は財団職員も同席する。会場借用に係る賃借料が発生する場合、財団が負担する。

5. 相談料・通訳者に対する謝礼金

(1) 生活相談

ア 相談料は無料とする。

イ 財団で対応できない言語による外部通訳者への謝礼金及び交通費（バス往復運賃）は初回に限り、財団が負担する。

ウ 外部通訳者への謝礼金は 1 時間あたり 2,000 円とし、支給額は所定の税額を控除した額とする。また交通費は、起点間の公共交通機関の運賃（バス賃等）の算定額を支給する。

エ 外部通訳者が対応した時間が 1 時間に満たない場合 1 時間とし、1 時間を越える場合は、30 分単位で切り上げ、または切り捨てとする。

オ 対象外国人が複数回の相談を希望する場合、2 回目以降の外部通訳者に係る経費（謝礼金・交通費）は相談希望者が負担する。

カ 支給方法については、事前に外部通訳者と協議の上、決定する。

(2) 法律相談

ア 法律相談に係る相談料は相談件数及び拘束時間に基づき、1 件・1 時間につき 10,000 円に消費税率を乗じた額とし、初回に限り財団が弁護士法人または弁護士個人に支払うものとする。

イ 相談時間は、原則相談者 1 人あたり 1 時間以内とし、同一の内容についての相談は同一人につき 1 回を限度とする。

ウ 通訳者を必要とする場合、財団が通訳者を手配する。法律相談に関する外部通訳者への謝礼金は、1 時間あたり 5,000 円とし、支給額は所定の税額を控除した額とする。また、交通費は、起点間の公共交通機関の運賃（バス賃等）の算定額を支給する。支給方法については、事前に外部通訳者と協議の上、決定する。

エ 通訳に係る経費（謝礼金及び交通費）に関しては、初回に限り財団が負担する。

オ 対象外国人が複数回の相談を希望する場合、2 回目以降の通訳に係る経費（相談料・通訳者に対する謝礼金及び交通費）は相談希望者が負担する。

カ 相談後、相談者による提訴や起訴された場合の訴訟費用や弁護士費用などは、相談者の負担とする。

6. その他

財団職員が行う相談対応や外部通訳者が行う通訳について、司法上の責任を負わない。

附則

この要綱は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2020 年 4 月 1 日から施行する。